THE SUGGESTION
THE SUGGESTION
提　言

中小企業組合総合研究所機関紙
8月1日
第175号（2020年）

発行所
一般社団法人 中小企業組合総合研究所
〒533-0032 大阪市東淀川区淡路3-6-31 協同会館アソシエ2F
電話 06-6328-5577　FAX 06-6328-5588
URL http://www.kumiaisouken.com/

提言・約束事

1. 基本的には読者参加型の提言新聞とします。併せてニュース解説や話題を提供します。
2. 投稿の場合、社会規範に反するものは受付けません。原稿掲載はスペース等の関係もあり編集者の判断にお任せ下さい。

社会常識を逸した中小企業イジメをやめろ
セメント産業の民主化を求める株主会

セメント産業の民主化を求める株主会（代表・垣沼陽輔）は6月26日に住友大阪セメント株式会社の第157回定時株主総会開催にあたり、事前質問状を提出した。それにあわせ株主総会当日にはビラ配布を行なった。



■質問状内容（中略）

【質問1】

大阪広域協組執行部は、彼らの非民主的な運営や労使間の約束違反を批判する関生支部の排除を打ち出し、2018年1月23日、加盟業者各社に対し、①関生支部との個別の面談、接触、団体交渉は控えること、②この措置に従わぬ場合は「厳正に対処する」旨の通知書（「18・1・23通知書」）を出しました。同時に、組合員が多数存在するなど関生支部の影響が強い輸送会社は使用を禁止するとの指示も出しました。

このような、中小企業協同組合という性質をわきまえぬ独善的かつ暴力的な組織運営に対し裁判所は厳しい視線を向け、大阪府労働委員会も「18・1・23通知書」に従った加盟業者による関生支部排除や団交拒否などは労働組合法第7条各号に該当する不当労働行為だと認定しました。

そこで質問します。取締役会は、以上のような裁判所の決定や大阪府労働委員会の認定について、しっかりと事実関係を掌握しているのですか？また、大阪広域協組執行部の組織運営の問題点について、どのように是正を求めていく考えでしょうか。

【質問2】

昨年8月、K社が長年にわたる取引先のS社に対するセメント供給を正当な理由なく停止する事件がおきました。これに対してS社が継続供給の仮処分裁判を申し立て、大阪地裁が昨年11月、2020年11月までの1年間につき供給を命じる仮処分決定を下したところ、K社は最近、2020年11月以降はセメント販売をしないと通知し、その理由については答えません。今年3月、こうした不正常な協同組合運営では正常な営業活動ができないと判断したS社は大阪広域協組を脱退しました。

そこで執行部の見解を伺います。第1に、K社がS社に対するセメント供給を停止した理由はなんでしょうか。第2に、最近K社がS社に対するセメント供給を今年11月以降も再度通知した理由は、S社が大阪広域協組を脱退したことにあると考えるほかありません。そうだとすると協同組合から脱退したこと、協同組合未加盟業者であることを理由にセメント供給を停止することは、独占禁止法違反にあたることは明白です。大阪広域協組執行部の理不尽な圧力に唯々諾々と従うような不見識な行動は速やかに見直すべきではないでしょうか。

相次ぐ豪雨災害は天災でなく人災



7月7日に九州を中心に発生した豪雨は熊本県南部に甚大な被害をもたらした。その翌日には岐阜、長野県に大雨特別警報が発令され、さらに7月28日から29日にかけては山形県で記録的な豪雨が発生、最上川中流の4カ所で氾濫した。だが、安倍政権はこの段になっても「GoToトラベル」事業実施に固執するなど、被害地をないがしろにしている。「100年に一度」と言われる豪雨が毎年のように発生するのはなぜか。

不都合な真実を隠す

近年多発する豪雨や台風の大型化をもたらしている原因は温室効果ガス排出増大による地球温暖化の結果、海面温度が上昇したことだと言われている。しかし地球温暖化を認めたくない巨大利権の存在がある。

アル・ゴア元副大統領が書いた『不都合な真実』がベストセラーになった頃から、ロビイストたちが「地球温暖化は嘘である」という主張で、ワシントンの政治家たちにアプローチしている。アメリカではロビイストは一大産業で、その動きの背景にはエネルギー産業と自動車産業の利害関係者が強く関与していると言われている。

そして「アメリカンファースト」と称して、アメリカは温暖化対策の枠組みであるパリ協定から離脱し、世界をダメにしている。

温暖化を止めるために

温暖化のペースはパリ協定での取り組みにもかかわらず、今でも増加の一途を辿っている。地球の平均気温は過去20年間、上昇傾向にある。温室効果ガス濃度も今世紀初めは370ppmだったものが、直近の公表数字では408ppmにまで上昇している。気温上昇を1・5℃以下に抑えるために科学者が必要だと言っているのは温室効果ガスの排出を止めることで、2030年に二酸化炭素の排出量を半分に削減。さらに、2050年には実質ゼロにすることを目標としている。

そこで大きな鍵を握るのが、二酸化炭素の排出量の7割を占める企業活動だ。今までの利益最優先で環境問題は二の次という考え方は、とんでもない代償を伴ってきた。企業には「エゴ」を棄てて、「エコ」への転換を希望する。

新型コロナ 緊急ホットライン開設
連帯ユニオン関西ゼネラル支部



5月7日、連帯ユニオン関西ゼネラル支部は「5月危機を乗り越えろ！新型コロナで解雇・雇止め緊急ホットライン」を開設。このことがNHKで報道されたことで、相談依頼の電話が多数寄せられた。

「ホテルの朝食バイキングの調理に従事。朝食バイキングが中止になったので休業しているが、休業手当が出ない」「派遣で食品パッキン業務に従事。4月下旬に派遣先から契約更新しないと言われた」というような相談が次々に寄せられた。

これまでコロナウイルス関係で受けた相談は100件を上回るが、感染拡大の深刻さを考えれば、相談件数の少なさは不可解だと言う。「いくつか理由はあるが、まずは労働組合への期待の弱さでしょう。行政への相談が殺到している一方、労働組合への相談はその1％にも満たないのでは。だからこそ今、労働組合が前面に出なければと思います。この社会的危機の中で本来の役割を果たす努力を行なっていくべきだと考えます」と呼びかけた。

相談受付は月～金曜10時～19時。土曜10時～17時。相談無料。電話06-6881-0781／06-6881-0110

【お見舞い申し上げます】

令和2年7月豪雨がもたらした水害、土砂災害などにより、犠牲となられた方々に哀悼の意を表すると共に、被災された皆様方に謹んでお見舞い申し上げます。

一日も早い復旧と、皆様の日常が戻りますように心よりお祈り申し上げます。

季折々 四 どっちが大事なの!?

今、新型コロナウィルスが世界を席巻しています。世界では毎日20万人の新規感染者を数え、日に約5千人の命が奪われています。日本は、先進国の中では極端に少ないと言われていますが、それでも日計で600人を超す新規感染者を出し、7月24日現在では日計900人を超えており、既に「第二波」が来ているという専門家の意見も出ており、各自治体首長も危機感を顕わにしています。

4月16日に全国に拡大適用された緊急事態宣言も、収束傾向が現れた5月25日には、多くの「時期尚早」の声を無視し、全面的に解除されました。しかし、安倍首相を始め西村経済再生担当相も「緊急事態宣言の再発令は考えていない」と口を揃えていい、私たちが納めた税金でおこなう「GoToトラベルキャンペーン」も「東京（発着）は除外」と、何とも歯切れの悪い対応に終始しています。

命!?経済!?東京オリンピックも1年先送りし、小池都知事も「高齢者の外出自粛」というなど、今が「平常時ではない」ことは歴然としています。しかし、「自粛」という便利な言葉を多用し国民に判断を委ねている現状は、とても行政が責任を負っているとはいえません。このまま感染者数が増え続けると、ワクチンの完成を前に、また多くの命が奪われることになってしまいます。

よく例えに使われる「経済が死ぬと多くの死者が出る」というのは詭弁でしかなく、目の前にある「命」を危険に晒さないことが、最も重要なことではないでしょうか。

（A・M・）

地域アソシエーションの芽(15)

大阪労働学校・アソシエ顧問
国際経済労働研究所所長
本山美彦

政界を牛耳った大阪新興財閥（大正～昭和）の足あと（6）

日銀特融

新型コロナ禍は、一九二〇年代末から一九三〇年代初期の世界大不況を上回りかねない世界恐慌の様相を呈し始めました。日本では一九二七年三月、昭和金融恐慌が発生し、銀行破綻が頻繁に起こっていました。全国の銀行は預金引き出しという「取付」に苦しめられ、経済は大混乱を起こしていました。



昭和金融恐慌では全国的に銀行で取り付け騒ぎが起きた

この苦境を切り抜けるべく、同年五月に「日本銀行特別融通及び損失補償法」が公布されました。特別の事情が生じた場合、政府の要請を受けて、日銀は、従来の日銀貸出に加えて、「補償法特別融通」という「日銀特融」を実施することができるようになりました。以後、苦境に陥った金融機関を救済するために、巨額の日銀特融が頻繁に行なわれてきたのです。この方式は一九二七年以降、現在まで日銀で踏襲されています。「補償法特別融通」を最初に受けた銀行は、同年八月一六日の「伊予銀行」の前身である「今治商業銀行」でした。

昭和金融恐慌時の日銀特融額は、現在のコロナ禍に匹敵するほどの巨額な融資でした。金融恐慌が「もっとも激烈であった」（日銀大阪支店の言）阪神間の銀行に注がれた「補償法特別融通」額は、一九二七年四月から翌年五月までのほぼ一年間で七・六億円もありました。日銀の計算方法によると、一九二七年の貨幣は現在価値に換算すると、少なく見積もっても六〇〇倍あるそうです。とすれば、七・六億円とは、四、六〇〇億円もの巨額になります。このような膨大な額が昭和恐慌終了までの一〇年間、銀行救済のために、年々注ぎ込まれたのです。

補償法特融以外に、日銀大阪支店を通じて銀行に供給された「市中銀行払出準備金」という名の実質上の「特融」は、もっとも取付が激しかった一九二七年四月二八日から二一日までのわずか四日間で七・七億円もありました。

現在の言葉で言う政治家への「忖度」が、じつは働いていました。有力政治家との結び付きの強さが、当時も取引面で有利に作用していました。その典型が「藤田銀行」でした。


銀行界に名をなした
今治本支店突如休業
意外な事から端を發す
取附けに遑なき今治商業の經過
けふから三週間支拂を停止
賽歳末の財界に投げた大渦
不安の預金著達
資本が固定して
此仕末となつた
原因は綿糸の大崩落から
今治商業銀行大正店と頭取八木逸郎氏の自宅及び今治商業銀行の經營者一族八木泰助氏の寫眞
海南新聞
今治商業銀行休業を告げる海南新聞（現・愛媛新聞）

優遇されていた藤田銀行

結論を先に述べます。日銀特融の申請に際して、長州閥としての藤田家の名望が、最大の力であったことを藤田一族が証言しています。「（藤田銀行の）貸出が不良であるため日銀からの借入はなかなか困難であった。政府要略に長州時代からの関係で藤田家を見捨てるわけにはいかぬとの声があり、借入が可能となった」（同和鉱業社史資料「本店・本社関係資料一四、藤田銀行関係調査」）。

ちなみに、「政府要略」とは大まかに粗筋だけが記された政府の文書。「同和鉱業」とは一九四五年に「藤田組」が改称されてできた、いまでも大きな勢力を保持している財閥（現・DOWAホールディングス）です。


現在DOWAホールディングスが入居する秋葉原UDX

藤田組のメインバンクであった「北浜銀行」が一九一四年に破綻し、その後、藤田組は「三井」、「鴻池」などの銀行に依存していたのですが、自前の銀行を持つべく、一九一七年九月に「藤田銀行」を設立しました。その経緯については前号で説明しました。

一九二七年四月、藤田銀行は、他行よりもはるかに巨額の取付に遭いました。四月一八日からの四日間、同行から引き出された預金は五、〇〇〇万円で、「加島銀行」の五、六〇〇万円に次ぐ大きさでした。ちなみに、「住友銀行」は一、〇〇〇万円でした。


柵原鉱山で産出する鉱石を運ぶために建設された同和鉱業片上鉄道

藤田銀行に渡った日銀大阪支店からの緊急融資である、「市中銀行払出準備金」は、この四日間で、四、七〇〇万円強もありました。これも加島銀行の七、〇〇〇万円弱に次ぐ第二位でした。

同銀行に注がれた上記以外の特融である補償法特別融通額は、一年間に九、〇〇〇万円と、第三位で全体の八分の一も占めていました。融資を受けた阪神間銀行総数二四行の中では中堅以下の弱小の藤田銀行がこれだけの優遇を受けたのです。しかも、完全返済は一九五〇年代まで待たねばなりませんでした。このことを見ただけでも、なんらかの忖度があったことは否定できないでしょう。

次回も藤田銀行についての説明です。


●北濱銀行休業發表
原因は日銀の融通拒絶
▲突然の休業　北濱銀行本
▲約八百万圓の損失
▲休業の起因　は大阪本店
十五日現在の名古屋支店勢
定　に據れば
北濱銀行の休業を伝える名古屋新聞（現・中日新聞）

社会資本政策研究会
〒533-0032
大阪市東淀川区淡路三―六―三一
協同会館アソシエ1階
電　話（〇六）四八六二―四〇二二
FAX（〇六）四八六二―四〇二三

渡辺千賀子
アソシエ後援会
〒533-0032
大阪市東淀川区淡路三―六―三一
電　話（〇六）四八六二―四〇二二
FAX（〇六）四八六二―四〇二三

新型コロナウイルス対策
二転三転する対応に募る不安

首都圏、近畿圏などを中心に、新型コロナウイルスの感染が再び拡大している。特に東京都では感染者数が連日200人を超え、7月20日には国内の累計の死者数はクルーズ船の乗客者を含めて1000人を超えた。感染者数は緊急事態宣言が出された4月より多くなっている。第2波の襲来というより、まだ第1波が収束していなかったにもかかわらず、経済を優先するあまり緊急事態宣言の解除が拙速すぎたのではないか。

感染再拡大と国会　首相が出ない異様さ

6月17日、通常国会は会期延長することなく閉会した。その後は衆参両院で原則として週一回の閉会中審査が行なわれてはいるが、国民の生命に責任を持つべき安倍首相は出席していない。

7月16日に行なわれた参院予算委員会の閉会中審査では、野党が推薦した参考人の東大先端科学技術研究センターの児玉龍彦名誉教授が、「東京のエピセンター化（発生源）という問題に関して全力をあげての対応をしなければ、来週は大変になる。来月は目を覆うようなことになる」と強い危機感を示した。この児玉教授の指摘に対して西村経済再生大臣は、東京のエピセンター化への言及は避け、現況報告の域を出なかった。


危機を訴える児玉龍彦・教授

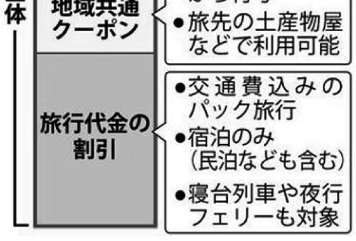
なぜ今「Go To トラベル」

感染者急増に歯止めがかからない中、外出自粛宣言ではなく政府は旅行を推奨するという不可解さ。国民の不安は増す一方だ。

感染者増は政府自らが決めた基準をはるかに上回る数値になっている。緊急事態宣言を出してもおかしくないのに、経済を動かそうと7月22日「Go To トラベル」事業を強行した。

支援は一人一泊2万までとされているが、宿泊日数や使用回数には制限がない。今年度の一次補正に盛り込まれた予算は1兆6千億円で、同じく一次補正で感染拡大防止策や医療体制の整備に配分された6千7百億円を上回っている。全国で修学旅行を中止しているのに、国費1・7兆円で大人の旅行に補助を出すというのはどうか。

そもそも、政府の対応に問題がある。観光客を受け入れる側の地方や、感染症対策の専門家の意見を十分に聞かないまま、7月10日、赤羽国土交通大臣は8月上旬としていた事業開始時期を前倒しすると唐突に発表した。さらに7月16日には、新型コロナウイルスの感染者が増加している東京都を発着する旅行は対象外にするという発表した。ただし決定は参院予算委が終わった直後で、予算委の質疑では政府側は「専門家の意見を聞いて検討する」と繰り返すだけだった。これは国会を軽視した対応だったと言えるのではないか。当初、東京除外に伴うキャンセル料は保証しないとしていたものを一転して国が補償することを決めるなど、「Go To トラベル」事業を巡っては方針が二転三転している。混乱を招いた政府の責任は重い。



新型コロナ対策費は「補正予算」で

実は3月27日に成立した2020年度本予算には、新型コロナウイルス対策費は計上されていなかった。政権は、対策費は補正予算で補う方針で、一人10万円の特別定額給付金の財源も4月30日に成立した2020年度補正予算に計上されていた。

日本で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されたのは1月中旬のこと。その後2月から3月にかけて感染者が拡大していたにもかかわらず、国会ではコロナ対策が入っていない予算案の審議が続けられたのだ。

予算案を提出した後の組み替えは異例だが、政府が新型コロナ対策費用を盛り込んだ修正予算案を提出しても、野党は反対するはずもなく、3月末に成立した本予算をもとに早急に新型コロナウイルス対策が出来たはずだ。なぜ本予算に新型コロナ対策関連の費用を計上しなかったのか。

一つは東京五輪の開催問題に関心を払い、新型コロナウイルス対策に気が回らなかったのではないか。そのため感染拡大を予想できずに、新型コロナウイルスの対策は4月に補正予算で対応すれば十分と甘くみていたのではないか。そのことが致命的な遅れの大きな原因となり、現在の感染拡大を許したのではないか。

もう一つは、この政権は憲法改正や働き方改革など、政権がこだわる政策については官邸主導で強引に進める一方、規制緩和など関心が薄い政策については、ほぼ官僚に丸投げしている。官僚は前例のあることならそつなくこなせるが、新型コロナの感染拡大のような想定外の事態の対策を丸投げされるとお手上げとなる。事実、財務省は財政規律にこだわって政府支出を借しむ愚かな対応しかできず、結果的に今最も必要とされる弱者救済策が手薄でスピードに欠けるものになってしまった。

問題はこうした不備や遅れを政権が認めず、批判されると小手先の修正策を追加するという対応を繰り返していることだ。これでは新型コロナウイルスの感染はいつまでたっても収束せず、国民経済に与えるダメージも増すばかりである。

新型コロナウイルスは日本にとって未曽有の危機だ。前例にとらわれず、早急な対応を望む。

自民党議員に200万円支給
申請不要で即時振り込み



全国民に一律10万円を配る「特別定額給付金」や、中小企業への最大200万円の「持続化給付金」は、申請の複雑さやオンライン申請のトラブルでなかなか届かず、困窮している人も多い。5月25日、安倍首相は緊急事態宣言解除の会見で「必要な方に支援を一日も早くお届けできるよう、全力を尽くします」と話した。

ところが、翌5月26日、衆参の自民党議員にはいち早く「給付金」が届けられていた。自民党本部からの交付金、それも一人あたり200万円だ。

自民党は毎年4月、7月、10月、12月の政党交付金支給に合わせ、議員の政治活動費として政党支部に定期支給を行なっている。

加えて例年6月に夏の「氷代」、12月には冬の「餅代」と称した手当を支給し、計6回で総額1200万円が配られるが、今回はそれとは別枠の臨時の活動費ということだ。

支部交付金は、年に一度の使途報告は義務づけられているものの、事務所賃料から人件費、政治活動費としての飲食代（会合費）まで使途に制限はない。政治家が自身の政治団体（資金管理団体）に寄付することも可能な非課税の収入である。

自民党が配った支部交付金の原資は政党交付金、つまり税金で、国民一人あたり250円の税金から捻出されている。新型コロナ対策で、国会議員の歳費を2割削減すると言っていたが、結局は政治資金でしっかり補填されており、「身を切るフリ」でしかなかったのだ。

関西生コン関連労働組合連合会

全日本建設運輸連帯労働組合
関西地区生コン支部
執行委員長　武 建一
〒550−0021
大阪市西区川口2-4-28
TEL06-6583-5546
FAX06-6582-6547

全日本港湾労働組合
関西地方 大阪支部
執行委員長　樋口万浩
〒552−0021
大阪市港区築港1-12-27
TEL06-6575-3131
FAX06-6575-3134

Kinbara
近畿バラセメント輸送協同組合
近畿圏のセメント輸送ネットワークで
安全・効率化に貢献します。
Kinbaraは安心のマーク
理事長　毛 屋 和 重
〒533-0032　大阪市東淀川区淡路3-6-31
協同会館アソシエ 2F
TEL 06-6328-4700　FAX 06-6328-4701

敗戦から75年 語り継ぐ戦争

太平洋戦争が終結して75年が経つ。戦争を知る世代が次第に少なくなっていく今、戦争の悲惨さ、虚しさ、そして平和の尊さを次の世代に伝え、同じ過ちを繰り返さないため、語り継がなくてはならないことがある。

執拗に繰り返された空襲

太平洋戦争の犠牲者は日本だけでも320万人にもおよぶ。そのうち50万人は空襲による犠牲者だ。本土空襲が本格的にはじまった1944年11月以降、東京や大阪などの大都市はもちろん、地方都市への空襲も執拗に繰り返され焦土と化した。

大阪への最後の空襲

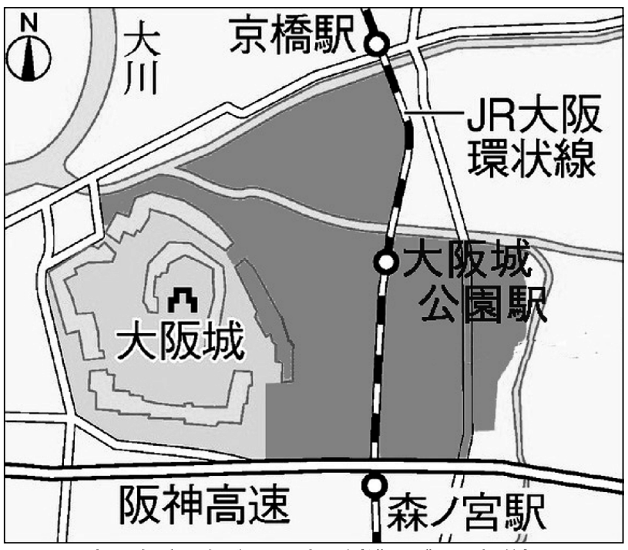
同じく8月14日13時過ぎ、約150機のB29が大阪への空襲を行なった。

当時、大阪城の東側一帯には兵器を生産するための、アジア最大規模の軍需工場「大阪砲兵工廠」が広がっており、現在のJR大阪環状線の京橋駅から森ノ宮駅まで続くその敷地は広大であった。現在ほとんどが高架化されている大阪環状線の京橋駅～森ノ宮駅間だけが高架化されていないのは、軍需工場内を上から覗かれないために軍が高架化に反対したためだ。

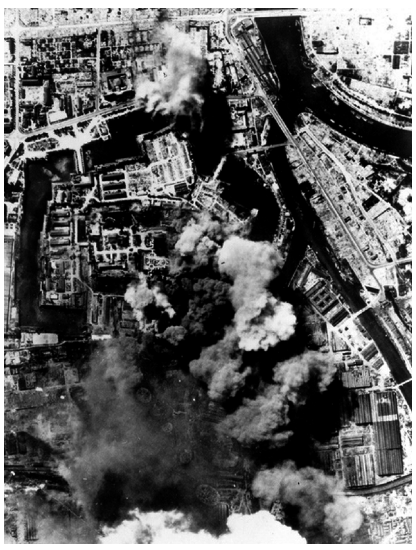
アメリカ軍機は大阪砲兵工廠を狙い、約700発の1トン爆弾を集中的に投下したが、近くの京橋駅にも直撃弾があった。京橋駅にはちょうど上り列車と下り列車の2本が入線したところで、居合わせた多くの乗客が、階下へ避難していた。そこに1発の1トン爆弾が、城東線（現：環状線）の高架を突き破り、高架下の片町線（現：東西線）ホームで爆発。避難していた乗客らが爆弾の直撃を受けた。この空襲での犠牲者は、身元の判明している者だけでも210人以上、他に身元不明の犠牲者が500～600人以上いるとされている（遺体の損傷が激しく正確な犠牲者数は不明）。

実は8月14日午前の御前会議で、ポツダム宣言受諾は決定し、同日23時にスイス・スウェーデン経由で連合国側に受諾が通知された。最後の大阪空襲があった時には、戦争終結は決まっていた。もう一日、たったの一日、終戦が早ければ、この人達の命は助かったのに。残念でたまらない。

JR京橋駅南口にある慰霊碑前では毎年8月14日、空襲被災者の追悼とともに、二度と戦争を起こさない祈りをこめて慰霊祭が行なわれている。



大阪砲兵工廠があった場所（濃いグレー部分）


8月14日の空襲で壊滅した砲兵工廠

「防空法」で多くの犠牲が

当時、日本には「防空法」（1937年施行）という法律があった。これは空襲時の退去禁止や消火義務を国民に定めており、違反者には懲役刑や罰金刑が科された。

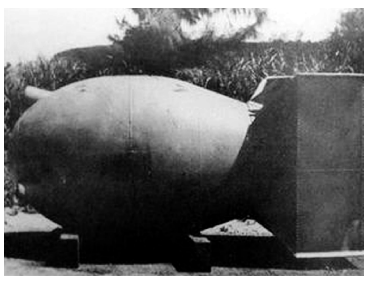
国は、消火活動が滞ることに加え、国民が戦争協力に消極的になることを恐れていた。退去を認めると、都市部で軍需生産にあたる労働人口が流出する。逃避的・敗北的観念や反戦感情も醸成されかねない。それを怖れた政府は「空襲は怖くない、逃げるな」「御国のために命を捨て消火せよ」と宣伝し、この法律により被害は拡大し、多くの国民が犠牲となっていった。

防空法では東京や大阪など大都市にあった地下鉄構内への避難も禁止された。1941年11月、帝国議会（当時の国会）で「空襲時には地下鉄の駅や施設を避難場所に使わせない」という政府方針が示された。地下への避難を禁止する理由は「空襲時は一時的な待避のみが許されるのであって、空襲の直後には身を挺して消火活動に飛び出さなければならない。したがって、安全な地下駅に逃げることは許されない。また、空襲時には軍事・消防目的の輸送が優先されるから国民一般の避難に使わせることは不可能」というものだった。

イギリスでは1940年にドイツによるロンドン空襲が始まった時、地下駅への避難が推奨された。第二次大戦中、約80駅に17万人が避難し、二段ベッドや医薬品なども用意されたという。このようにイギリスでは、市民を守るために公共設備が活用された。これと比べて「逃げずに火を消せ。地下駅への避難は認めない」という日本政府の方針は、あまりにも冷酷だったのではないか。


「空襲下における地下鉄避難行わず」
（1941年11月18日 朝日新聞）

模擬原爆「パンプキン」



8月6日の広島への原子爆弾投下、そして8月9日の長崎への原子爆弾投下に先立って、アメリカは、日本に対する原爆投下を成功させるための投下訓練を目的として、1945年7月20日から8月14日にかけて、福島、新潟、茨城、東京、静岡、愛知、岐阜、富山、福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、三重、和歌山、山口、愛媛の1都2府15県29市町に模擬原爆49発を投下し、約400人が死亡、1200人超が負傷した。

長崎に落とされたプルトニウム型の原爆「ファットマン」と同一の形状を有し、重量もファットマンとほぼ同一になるよう調整された模擬原爆は、その形状がカボチャによく似ていたところから、米軍内部では「パンプキン爆弾」と呼ばれていた。

模擬弾であっても、通常の火薬（TNT火薬で約4・5トン）が充填された巨大爆弾で、投下地点ではかなりの被害が出た。練習用の爆弾で、多くの命が奪われたのだ。しかし、戦意喪失を防ぐための厳しい報道管制で事実は報道されず、多くの国民には知らされなかった。

最初の二発は、7月20日午前8時13分、新潟県長岡市の信濃川近くの畑に投下され、畑にいた20歳と15歳の兄弟を含む4人が死亡、5人が負傷、31戸が罹災した。大阪には7月26日午前9時26分、大阪市・田辺上空から1発の模擬爆弾が投下され、直径数十メートルの巨大な穴ができ、死者7人、重軽傷者73人、倒壊など485戸の被害が出た。

模擬原爆「パンプキン」は、原爆投下の訓練目的とはされながらも、8月6日の広島への原爆投下後も、爆弾の効果をテストするため引き続き投下された。そして日本の敗戦時、原爆搭載機の出撃基地となっていたテニアン島には、まだ66発のパンプキン爆弾が残っていたという。これらの爆弾は戦後、機密保持の意味もあり海に沈められ破棄された。

日本に問われる核廃絶への姿勢

2017年7月、核兵器を国際人道法に違反するものだとして禁止する初めての「核兵器禁止条約」が122か国・地域の賛成多数により国連で採択された。しかしアメリカの核の傘の下にある日本政府は、条約作りの動きに反対し署名をしなかった。世界で唯一の被爆国である日本の姿勢に、署名した各国は失望の色を隠せなかった。

核廃絶のためには、沖縄の辺野古新基地建設反対の闘いがそうであるように、当事者の日本が発言し、国際世論をもっと動かすべきで、日本は被爆国として核廃絶を国際世論に強く訴えることが出来る特別な存在なはずだ。それ故、求められているのは行動である。核兵器で安全は決して守られない。日本政府は被爆者の声に耳を傾け、核抑止論が誤っていることを世界に訴えるべきだ。



【税を知る】シリーズ 大江戸税金事情

現在の国民は所得税や住民税、消費税、酒税、たばこ税など、何らかの形で納税を行なっている。それでは時代を300年ほど遡った江戸時代の税金とは一体どのようなものだったのだろうか？

主な納税者は農民

現在の税金に相当するものは、江戸時代にもあった。まず思い浮かぶのは年貢、つまり米だ。

「五公五民」や「四公六民」というのは江戸時代の年貢収取率を表現した言葉で、全収穫量の50％を領主が取り、残り50％が農民の手元に残される場合を「五公五民」という。つまり税率50％ということだ。同じく領主の取り分が40％で、農民に60％が残される場合を「四公六民」といった。ただしこの「五公五民」や「四公六民」というのは建前で、実際の税率は20％～30％程度が実効税率だった。これは高い税負担では百姓が逃げてしまうことと、なにより実質的な減税を行なうことによって、経済成長が達成され、人々の勤労意欲が増すということを幕府が経験的に知っていたためだと言われている。


年貢を納めるようす。農民は役人の前で枡を使って年貢米をはかり、俵につめて納めた。

では当時の幕府は、農民から取る税金をどのように計算していたのか。そのためには農地の生産力を予め算定しなければならない。そこで行なわれたのが「検地」だった。全国の農地の生産力を調査し、税率の基を決めるために、幕府は慶長年間（1596～1615）に大規模な検地を行なった。検地の時には、土地の種類・広さ・収穫高と土地の耕作者が調査され、これにより日本全国の農地の生産力が確定し、幕府は安定的に農民から税を取ることが出来るようになった。

ここで大事なことは、年貢は「土地にかかる税」であって「人にかかる税」ではないということだ。実は江戸時代では、個人に所得税をかける仕組みはなかった。年貢を払う納税義務者は、自分の土地を持って農業を営んでいる自作農、あるいは小作人に土地を貸している地主であり、圧倒的多数いた小作人ではなかった。小作人は今で言えば歩合制の従業員で、自作農は経営者である。地主から土地を借りて耕作している小作人は、地主に小作料を納めるのであって、小作人には年貢を治める義務はなかった。


図1

農民以外はどう納税したのか

江戸時代の税として百姓が課せられる年貢はよく知られているが、それ以外の税はほとんど知られていない。落語によく登場する長屋の八つつぁん、熊さんなどは納税していたのだろうか。

図1は式亭三馬の滑稽本『浮世床』の中で最も知られている挿絵の一つで、今から200年程前の長屋の暮らしが生き生きと描かれている。八つつあん、熊さんが住む長屋も、このような木戸（入り口）を入った所にあった。

江戸時代には所得税や住民税、贈与税、相続税に該当する税はなかった。当然消費税もなかった。実は、税金と思われるものは全く払っていなく、そもそも長屋住まいの一般庶民から税金を徴収する制度自体がなかったのである。

では誰が税金を納めていたのか。それは町人が住む長屋とその土地の所有者である地主だった。つまり家賃に税金が含まれていたとの見方もできるが、家賃はそれほど高くはなかった。一か月の家賃は職人の2日分の日給程度だったという。だから収入における家賃の割合は現在より低い感覚だ。

「大江戸八百八町」というが、江戸後期には人口増大で町の数は1,600～1,700にもなっていた。これは町奉行の支配地が広がり、江戸が拡大したことによる。この町が江戸の行政単位で、町の地主たちに町の運営が任されていた。町人は税金は無いが、口を出すことはできず、町の運営権はもっぱら地主が有していたのである。八つつあん、熊さんは厳密な意味では、江戸の町に住んでいながらも町人ではない。町人とは町にかかる経費である町入用（ちょうにゅう）を負担する地主層までである。長屋の家主（大家）も同じことで、納税義務はなかった。大家の意味が現在と違っているので注意したい。大家は長屋や土地のオーナーではなく、あくまでも地主から長屋の運営を任されていた管理人の立場だった。

規模の大きい商工業者（問屋、酒造業者、各種商業団体など）には運上金（うんじょうきん）が課せられていたし、免許を得て商売する業者には営業免許税のような冥加金（みょうがきん）があり、醤油屋冥加、質屋冥加、旅籠屋冥加などがあった。

他には公役（くやく）という幕府のために働く人足を出させるという制度があった。

集めた税金の使い道は

地主が負担する、いわゆる税金の使われ方については、町入用の内訳は町によって特色があり様々だった。およそ二分の一から三分の一が自身番屋（ししんばんや）と木戸番屋（きどばんや）の維持・管理費に充てられていた。自身番屋は町の事務所であると同時に、交番のような役目もあった。また建物の脇や屋根には火の見櫓があり、消防署のような役割も兼ねている。木戸番屋は町境に警備のために設けられた木戸で、木戸番が詰めていた。それらの人件費も町入用で賄われた。その他、橋や路地、どぶなどの維持管理費、町火消しの費用もある。祭礼にもお金がかかるし、ゴミ処理の費用も町の負担だ。町で発生するほぼ全ての費用を地主がその規模に応じて負担し、町入用を捻出しなければならなかった。さらに幕府への上納金もあった。

今も昔も

幕府は農民には年貢を課したが、商人の所得の把握はできず、そのため百姓並の税負担を課すという考え方はなく、現在の法人税や所得税に相当する税は存在しなかった。

商人は商業上の税金（運上金・冥加金など）を払うことはあったが、儲かっても商人個人の税金（所得税）は支払う制度がなかったので、貯め込んでいる商人はかなり貯め込んでいた。

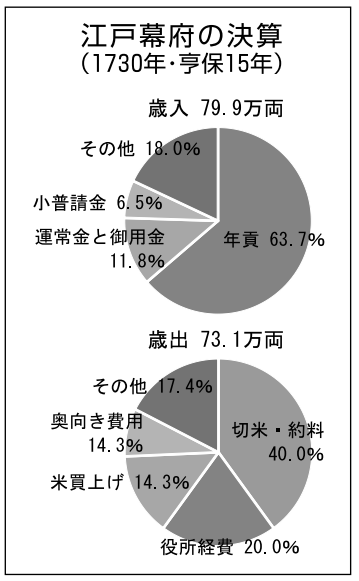
江戸幕末の頃の日本の総人口は、約3,200万人といわれている。そのうち85％が農民、武士は7％、町人5％、公家・僧侶等は1.5％だったので、大多数を占める農民から米を取り立てるのが一番確実な税金で、町人は「国や地域のために労働」することが税金代わりになっていた一面もあった。今も昔も大多数を占める納税者がターゲットにされていたのだ。

江戸幕府の決算

江戸幕府の初期には、予算書や決算書をつける習慣自体なかったが、徳川吉宗が享保の改革を行なう時には決算書を作成した。それによると1730（享保15）年の歳入は79.9万両。内訳は、年貢が63.7％、運上金と御用金（御用商人から臨時に募集した金銭）と上米（江戸幕府が諸藩に対し、または藩が家臣に対して上納させた米）等合計が11.8％、国益金納や小普請金（小規模造営工事費用の上納金）が6.5％、その他18％ということだった。

一方の歳出は73.1万両で、その内訳は、切米（知行地を持たない武士に支給された米）や約料（役付者に与えられた米）が40％、役所経費が20％、米買い上げが14.3％、大奥など奥向き費用が8.3％、その他17.4％ということだった。

江戸時代には納税の中心であった米だが、収穫高の変化が大きく不安定だったため、明治維新後は地価を基準に決められた税制へと改められた。



提言文芸

~投稿歓迎~

・中抜きと 委託、丸投げ どう違う（小林一首）
・責任が あるとは言うが 取る気なし
（夏の和尚さん）

問題を先延ばしにすることを「対応を協議する」。ほとぼりが冷めるのを待つことを「厳粛に受け止めて」など挙げるときりがありません。ちなみに「ソーシャルディスタンス」も正確には「ソーシャルディスタンシング」というのが正しい言い方です。

企業訪問

観たいと思う映画をいい環境のなかで観る

シネ・ヌーヴォ（大阪市西区）

新型コロナウイルスの感染拡大は、弱いものを直撃し死に至らしめる。その猛威は各方面におよび、独立系の小規模映画館、いわゆるミニシアターも例外ではない。もとより大型の複合施設（シネコン）に圧倒され、閉館が相次いでいたミニシアター。自転車操業にも喩えられるような経営状態の中で頑張っている劇場も少なくない。その一つ、大阪の九条にある「シネ・ヌーヴォ」で山﨑紀子支配人にお話を伺った。



市民が作った映画館

1997年にオープンしたシネ・ヌーヴォはドキュメンタリーや特集上映、独立系映画作家の作品を中心に、多様な作品を上映することで、京阪神の映画ファンの期待に応えている。

始まりは1980年代までさかのぼる。今ほど大阪にミニシアターが無かった時代、現シネ・ヌーヴォ代表の景山理氏はドキュメンタリー映画や海外の映画祭やアート系の映画を紹介するために、『映画新聞』という新聞を発行していた。1990年代に入るとアート系の映画が注目され始め、各媒体でも紹介されるようになった。しかし大阪では映画の情報はあっても、観られる映画館がないという状態になっていた。それを憂い、1996年に紙面で「映画館をつくろう！」と1口10万円の出資を呼びかけたところ、一般の映画ファンや配給会社、映画監督など多くの人から賛同を得て、あっという間に出資金が集まった。その出資金を元に、閉館していた映画館を改装し、1997年1月、シネ・ヌーヴォはオープンした。「シネ・ヌーヴォ」という名前は、映画の新しい世紀（ヌーヴォ）を切り拓きたいとの思いから命名された。

内装は大阪を拠点に活動していた「劇団・維新派」が手掛けた。入口にはブリキのバラのオブジェが設置され、劇場内の天井にはシャンデリアが輝く。水中に潜っていくような非日常感を出しているということだ。

現在スクリーンは2つ。開館当初からあるシネ・ヌーヴォ（69席）に加え、2006年には2階に「未知なる映画との出会い」を旗印に、ジャンルにとらわれずより多様な作品を上映するために「シネ・ヌーヴォX」（24席）をオープンした。



海の中をイメージした劇場内

上映する映画の選択は

「とにかく多様な映画を上映したいと思っていますが、お付き合いのある監督であるとか、配給会社であるとか、多くはそんな関係性の中で決まることもあります。ただ、やはりお客様が観たいものが観られるようにとは思っています」と話す。

企画上映の場合は自分たちで一から組み上げていくこともあるが、「何を上映するか」はもちろん「どう上映するか」ということが工夫のしどころだそうだ。例えば、違う監督作品でも同じ俳優やスタッフが関わっていたり、共通するテーマがある作品を並べてみたりということだ。

今夏には「東京裁判」や「ヒロシマ」「蟻の兵隊」「野火」などを上映する。毎年8月15日前後や原爆記念日の時期には、戦争に関する映画上映をずっと続けている。「戦争の記憶というのは知らないと薄れていきます。でも映画で見続けることで記憶を共有したり、そこで亡くなった人たちの想いを感じたり、映画にはそういう力があると思います」と言う。

支配人としての仕事

山﨑支配人がシネ・ヌーヴォと関わったきっかけを聞いた。「学生時代にミニシアターでアルバイトをしていたのですが、そこが昼間は寄席をやっていて、夕方から映画館になるところだったんです。それが、館（はこ）って何にでもなるなと感じました。昼間と夜間では客層も変わりますし、上映する作品によって映画館の雰囲気もガラッと変わるのがすごく面白くて、それで映画館という魅力に取りつかれた感じですね。その後、縁があってシネ・ヌーヴォで働くことになって19年になります」と話す。

支配人の仕事は忙しい。劇場運営と番組編成が主たる仕事だが、カウンター業務から、物品の販売など、映写以外は何でもこなす。「今はコロナ対策で、除菌や清掃作業も大切な仕事のひとつです」と笑う。

不安の中で

新型コロナウイルス感染拡大を受けた緊急事態宣言により4月9日から5月31日まで休館を強いられた。その間の想いを「いつまで続くか分からないまま長期休業に入ってしまうのは不安でした。でも休館中、これまでも落ち込んだ時も映画を観て救われたというのを感じました。やはり映画は生きていくうえで必要なものだなということを実感しましたね。私にとっては、運営側としてだけではなくて、一映画ファンとしても、2か月間というのは、映画に対する自分の気持ちを見直せる期間でした」と吐露する。

そんな中で「映画館には行けないけれど、何かできないか」という観客の声も受け、映画館を支援する二つの策として、京阪神のミニシアター13館が協力して「Save our local cinemas」と銘打ち、Tシャツの販売を開始した。「Tシャツは13000枚以上を買っていただきました。寄付も多くいただき、集まったお金は13館で均等に分配しました。これに加えて全国のミニシアター支援「ミニシアターエイド基金」も合わせて、本当に想像を超える支援をいただきました。もしそれらがなければ、今こうして再開してはおれなかったと思います。国や行政の支援もありますが、映画ファンの人たちの応援が、一番ダイレクトに素早く届いて、本当に救っていただいたと思います」と感謝を口にした。



ロビーの壁には来館した多くの映画関係者の署名が

もっと映画を観て

映画を通じて訴えていきたいことについて、山﨑支配人は「映画というものは、自分が知らないこと、自分が体験できないこと、考えたこともなかったことなどに出会い、そのことで絶対に人生が豊かになるものがあると思います。そういうものに触れて、日常が少しでも明るいものになればいいなと思います。だから映画を観てほしいと思います。多く観れば観るほど、映画の多様さだけでなく、考え方であるとか、登場人物や出演している人とか、作り手と出会うことになります。そういうのを知ることは生き方にダイレクトに働くことになるかもしれないと思います」と話した。

「本当に観たいと思う映画を、いい環境のなかで観る」、これがシネ・ヌーヴォの基本だ。市民の出資により誕生したシネ・ヌーヴォは「観客の観たい映画」にこだわる。ミニシアターを一部の映画マニアが集う場所と捉え、無くなっても困らないと考える人がいるかもしれない。しかし視野をもう少し広げて、文化や価値観の多様性、地域コミュニティの発展に寄与してきた側面にも着目してほしい。

◆

「SAVE OUR LOCAL CINEMAS」Tシャツは、現在各館窓口でも販売中。【取り扱い館】京都みなみ会館、シネ・ヌーヴォ、元町映画館、神戸映画資料館、出町座、宝塚シネ・ピピア、パルシネマしんこうえん、豊岡劇場、第七藝術劇場、シアターセブン、京都シネマ、福知山シネマ、舞鶴八千代館。



アンケート ご協力のお願い

平素、『提言』読者の皆様にはお世話になり、厚く御礼申し上げます。

『提言』編集部では、よりよい紙面づくりのために広く読者の声をお聞きしたいと考えております。つきましてはご多忙の事とは存じますが、皆様にアンケートのご協力の程お願い申し上げます。

ご回答いただけます場合は、同封のアンケート用紙に記入の上、ファクシミリで返信いただくか、もしくはホームページのアンケート記入フォームからご回答をお寄せください。

（http://www.kumiaisouken.com/questionnaire/questionnaire.html）